

第 324 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 3 年 4 月 23 日(金)15:00～15:08

場 所：経済産業省 別館 1 階 103-105 会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第324回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりですが、議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第 1 部につきましては、今回もインターネットで同時中継を行ってまいります。ただ、傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

それから第 2 部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて皆さんに御相談するという取扱いにしたいと考えてございます。御確認のほどよろしくをお願いいたします。

○八田委員長　それでは、今説明がありましたように第 2 部は非公開ということにしたいと思いますが、御異存ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今お話があったとおりにさせていただきます。

議題 1 は「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」です。これは恒藤課長から説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　事務局・恒藤でございます。

資料 3 を御覧ください。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございます。内容を一言で申し上げますと、既に認可されている特例をさらに 1 か月延長するという内容でございます。

5 行目を御覧ください。4 月 20 日及び 21 日付で大臣宛てに以下の事業者から、通常の約款により難い特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがございました。申請者は 11 行目から記載のとお

りで、前回と同じでございます。

飛んで48行目でございます。申請の概要を記載してございますが、内容は前回までと同じでございます。

また飛びまして76行目から、その特例の内容でございます。

前回との違いが86行目から書いてございます。前回からの変更点は、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち1月から4月までの検針分について、それぞれ1か月延長する。ただし、昨年3月から12月の分については既に5か月延長しておりますが、それについて延長はしない。新たに本年5月の検針分について1か月延長するというのが前回からの変更点でございます。

それから97行目からがガスでございます。

これについては、前回認可したのものからの変更点は107行目に書いてございますが、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち1月から4月の検針分について、それぞれさらに1か月延長する。ただし、昨年2月から12月分については既に5か月延長しているところ、それは延長しない。また②ですが、新たに5月の検針分について支払期限を1か月延長するというものでございます。

128行目、大臣への回答でございますが、事務局といたしましては、本申請の供給条件につきましては、電気事業法の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えてございます。ですので資料3-2のとおり、委員会として本申請を認可等することについて異存がない旨、大臣に回答することとしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について各委員から何か御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

(質問、意見：なし)

では、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり意見回答することとしたいと思います。ありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上です。

—了—